

保健だより4月



R5. 4. 7 甲府商業高校 保健室

新年度をむかえ、新しい活動が始まりました。保健室では、みなさんが学校生活を元気に過ごせるようにお手伝いします。1年間よろしくお祈いします。

健康診断日程表

健康診断は、毎日を生き生きと過ごすための機会です。検診の日には欠席のないようにお願いします。

| 月日 | 項目 | 場所 | 対象学年 | 備考 |
|----------|---------|------------|-------------------|-------------------------------------|
| 4月11日(火) | 身体計測 | 体育館、商友館ホール | 全学年 | 体育着に着替えてください。眼鏡を使っている人は、必ず持参してください。 |
| 4月18日(火) | 内科検診 | 教育相談室 | 1年 | 体育着に着替えてください。 |
| 4月28日(金) | 心電図検査 | 商友館 | 1年、2・3年 運動部希望者 | 事前に問診票の記入があります。 |
| | 結核検診 | 商友館前 | 1年 | 胸部のレントゲン撮影を行います。 |
| 5月16日(火) | 内科検診 | 教育相談室 | 2年 | 体育着に着替えてください。 |
| 5月19日(金) | 尿検査(1次) | 保健室 | 全学年 | 早朝第一尿を提出してください。 |
| 5月29日(月) | 歯科検診 | 保健室 | 1年 | 昼休みに歯磨きを行ってください。 |
| 6月7日(水) | 眼科検診 | 保健室 | 1年、2・3年 抽出 | 前髪は目にかからないように留めてください。 |
| 6月9日(金) | 尿検査(2次) | 保健室 | 要精検者、1次 未提出者 | 対象者には連絡をします。 |
| 6月12日(月) | 歯科検診 | 保健室 | 2年 | 昼休みに歯磨きを行ってください。 |
| 6月19日(月) | 歯科検診 | 保健室 | 3年 | 昼休みに歯磨きを行ってください。 |
| 6月20日(火) | 内科検診 | 教育相談室 | 3年 | 体育着に着替えてください。 |
| 6月21日(水) | 耳鼻科検診 | 保健室 | 全学年抽出 | 前日に耳の掃除をしてください。 |

健康診断などで お世話になる先生方



内科医 小林章一 先生 (小林医院)
歯科医 三枝 茂 先生 (三枝歯科医院)
耳鼻科医 金丸周一郎 先生
(甲府昭和みみ・はな・のどクリニック)
眼科医 館野 泰 先生 (たての眼科)
スクールカウンセラー 志村いづみ 先生

保健室の利用 について

体のことや心のことと相談があるときは、気軽に保健室に来てください。

《こんな時は保健室へ》

- ・けがをしたり体調が悪い時
- ・体や健康について知りたい時
- ・体や心について相談したい時

保健室は学年、クラスに関係なく色々な人が利用する場所です。思いやりの心、マナーやルールを忘れないでください



※保健室での内服薬提供はできません。必要な場合は各自で持参し、管理してください。
また、絶対に友達同士で薬をあげたりもらったりしないでください。

災害共済給付金 について

本校在学中は日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しており、学校管理下(授業中、部活動中、休憩時間中、登下校中)で災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生した場合に、その治療費(保険診療範囲内)や見舞金の給付が行われます。

- 給付条件→医療費(医療保険でいう 10 割分)が 5,000 円以上の時
- 請求手順→
 - ①保健室で請求を申し出て書類を受け取る。
 - ②保護者や医療機関に必要な書類を記入してもらい保健室に提出する。
 - ③月末に養護教諭が請求手続きを行う。
 - ④申請が通れば手続きの約 2 ヶ月後に給付金が保護者指定口座に振込まれる。

*給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと時効となります。初回の給付を受けていても、2回目以降の継続分も療養月から2年以内に請求しないと「月ごと」に時効となりますので、ご注意ください。

*ケガなく学校生活を送れることが一番ですが、万一ケガをしてしまった場合は早めに保健室に申し出て下さい。

◎領収書の添付について

学校へ提出する際に必要書類と共に領収書の添付をお願いいたします。

領収証は確認後、返却いたします。

◎公費医療負担制度を利用しているご家庭へ

「ひとり親家庭等医療費」「子ども医療助成」等による行政窓口無料との併用はできません。

行政で対象者へ窓口無料化を行っていますが、「日本スポーツ振興センター制度」を利用する場合は、「日本スポーツ振興センター制度」が優先します。

この場合、医療機関や薬局の窓口で医療保険対象の「日本スポーツ振興センター制度」の医療費給付を受けることを伝えていただき、3割分の自己負担額を窓口へ支払ってください。

その後、学校へ日本スポーツ振興センターの給付申請手続きを行ってください。日本スポーツ振興センター制度の医療費給付は4割分(自己負担分の3割に療養に伴って要する費用1割を加算したもの)を受け取ることができます。